

「無害化処理認定施設等の処理対象となる PCB 廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正案」に関する意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び報道発表

(2) 資料の入手方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント」欄
- ・環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課にて配付
- ・郵送

(3) 意見提出期間

令和元年 10 月 31 日（木）～令和元年 11 月 29 日（金） 30 日間

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム
- ・郵送
- ・FAX

(5) 意見提出先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

2. 意見募集結果

(1) 意見提出件数

提出方法	件数
e-Gov の意見提出フォーム	13
郵送	0
FAX	0
合計	13

(2) 整理した意見の総数

- ・今回の改正案に係るもの 21 件
- ・その他の意見 1 件

(3) 意見への考え方

別紙のとおり

パブリックコメントで頂いた御意見の概要及び回答

整理番号	分類	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	制度への理解	制度改正に賛同する。	1	御意見に感謝申し上げます。
2	制度関係	PCB濃度0.5%から10%のPCB汚染物の無害化処理が可能な施設は、燃焼ガス温度1100℃以上、滞留時間2秒以上の処理施設に限定されることを明記していただきたい。	1	今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を改正することにより、PCB濃度が0.5%から10%のPCB汚染物に係る燃焼条件は明確になるものと考えております。
3	制度関係	PCB濃度が0.5%から10%の可燃性の汚染物等について、焼却実証試験を実施し、安全かつ確実に処理できることを確認することが出来れば、燃焼温度1,100℃以上かつ2秒以上滞留できる焼却施設でなくても、燃焼温度850℃以上かつ2秒以上滞留できる焼却施設でも環境大臣認定の対象としていただきたい。なお、850℃以上の焼却施設が対象にならない場合は、その理由を御教示いただきたい。	1	<p>廃棄物処理法では、PCBの焼却処理について、濃度によらず1,100℃以上との技術基準があります。現在、0.5%以下のPCB汚染物は、850℃以上で焼却処理を行っていますが、無害化処理認定制度の創設当初は1,100℃以上を条件としており、実績を重ね、実証試験を経て、850℃以上としたものです。</p> <p>今回の実証試験では、PCB濃度10%程度までと比較的低濃度ではあるものの、これまでより少し濃度の高いものを対象としたことから、より確実に1,100℃以上の高温で焼却処理を行うこととしました。0.5%～10%のPCB汚染物の焼却処理は実績が蓄積されていないことから、まずは今回の実証試験と同じ1,100℃以上を条件として、安全かつ確実に処理を進めていきたいと考えています。</p>
4	制度関係	塗膜くずにはPCBの他に鉛及び六価クロム等の重金属が含まれるものが多いが、PCB濃度が0.5%を超える無害化処理施設の認定においては、これら重金属の排出基準を確実にクリアできる無害化処理施設に限定されることを明記されたい。	1	塗膜くずを含むPCB汚染物について、4施設での焼却実証試験の結果、排ガス中の鉛及びクロムの濃度、焼却後の燃え殻、ばいじん及び排水に含まれる鉛及び六価クロムの濃度がいずれも基準値等よりも低いことを確認しました。今後の認定の手続においても、周辺環境への影響を及ぼすことなくPCBが安全かつ確実に無害化処理がなされるよう、関係基準等の遵守を確認します。
5	制度関係	PCB濃度0.5%を超え10%までの汚染物について、既にJESCO登録済みの場合、大臣認定無害化処理施設への処分先変更を可能にしていきたい。	2	既にJESCO登録済みのPCB濃度0.5%から10%の可燃性の汚染物については、保管事業者に対して本制度改正についてJESCOより説明を行い、無害化処理認定施設での処理が可能であることを保管事業者において確認後、JESCO登録解除等の手続に対応することにより、無害化処理認定施設での処理を行っていただくこととしております。
6	制度関係	PCB濃度0.5%を超え10%までの汚染物について既にJESCO登録済みの場合、制度改正後も引き続き高濃度PCB廃棄物としてJESCOにおいて処分することとしていただきたい。	1	既にJESCO登録済みのPCB濃度0.5%から10%の可燃性の汚染物については、保管事業者に対して本制度改正についてJESCOより説明を行い、無害化処理認定施設での処理が可能であることを保管事業者において確認後、JESCO登録解除等の手続に対応することにより、無害化処理認定施設での処理を行っていただくこととしております。
7	制度関係	性状や他の成分の混入物によっては民間の処理業者が処理できないものが出てくると考えられるため、法令等変更後も暫定措置として、民間において当該廃棄物の処理が困難である場合やJESCOに比べ費用が相当に高額になる場合には、引き続きJESCOにて処理を行うことを認めていただきたい。	1	JESCO及び無害化処理認定業者は、処理に係る許可又は認定の範囲でPCB廃棄物の処理を行うこととなりますが、御指摘の状況が生じることは想定しておりません。

8	制度関係	収集運搬に係るガイドラインは、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」の2つがあるが、0.5%～10%の可燃性PCB汚染物はどちらのガイドラインが適用されるのか。また、内容物に応じて判断することによいのか。	1	低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインを適用することとしており、同ガイドラインの所要の改正を行う予定です。
9	制度関係	0.5%～10%の可燃性のPCB汚染物は今後、高濃度PCB廃棄物から低濃度PCB廃棄物となるが、それに伴い、環境再生保全機構の中小企業者等軽減制度の対象外となった場合、別の補助制度は設けられるのか。	1	今般、新たに低濃度PCB廃棄物となる0.5%～10%の可燃性のPCB汚染物については、環境再生保全機構の中小企業者等軽減制度の対象外となります。これらの処理費用の軽減については、日本政策金融公庫による中小事業者向けの低利融資制度の活用も御検討ください。
10	運用関係	現場運用における疑義への考え方について、自治体通知やHP等により明確化をお願いしたい。	1	本制度改正について今後周知を図っていく際、運用上の疑義への考え方についても併せて周知することを検討します。
11	運用関係	本改正により高濃度から低濃度となる可燃性のPCB汚染物について、既に自治体に届出済みの場合、処理の対応はどうなるのか。	1	制度改正後は低濃度PCB廃棄物となるPCB濃度0.5%から10%の可燃性の汚染物について、既に高濃度PCB廃棄物としてPCB特措法に基づく届出がなされている場合も、濃度分析結果により、制度改正後は無害化処理認定事業者における処理が可能です。
12	運用関係	0.5%から10%以下のPCB 汚染物をドラム缶等の金属容器に入れて保管している場合、本改正後は、金属容器のまま無害化処理認定施設で処理することは可能か。また、金属容器のまま処理できない場合、どのように対応すればよいか。	2	<p>PCB濃度0.5%から10%のPCB汚染物が保管された金属容器に、0.5%から10%のPCBが付着している可能性がある場合は、これをそのまま無害化処理認定施設で処理することはできません。</p> <p>そのため、処理施設において、0.5%から10%のPCB汚染物をドラム缶からプラスチック製容器等に移し替えたものを処理することになります。また、ドラム缶に付着したPCB汚染物は拭き取り、それにより生じた汚染物も併せて処理することになります。</p> <p>なお、今後発生しうる0.5%から10%のPCB汚染物を金属容器に保管する場合は、当該PCB汚染物を可燃性の袋に入れるなど、金属容器に当該PCB汚染物が接触しないようにすることにより、現場での仕分けが円滑に行えるものと考えられます。</p>
13	運用関係	本改正により、可燃性のPCB 汚染物は10%までが無害化処理認定施設での処理対象となり、金属くずに付着したものについては従前どおり0.5%のままとなるが、金属母材に付着した状態の0.5%～10%の塗膜をそのまま処理する場合、これは無害化処理認定施設で処理可能か。	1	<p>0.5%から10%の塗膜が金属母材に付着している場合は、当該金属母材自体が0.5%を超えるPCB汚染物となります。金属くずについては、PCB濃度が0.5%以下のものが無害化処理認定施設の対象となるため、0.5%から10%の塗膜が付着した金属母材は無害化処理認定施設で処理することはできません。</p> <p>そのため、0.5%から10%の塗膜処理については、①金属母材に付着した状態ではJESCOへ処理委託する、又は、②金属母材から塗膜を剥離した上で当該塗膜を無害化処理認定施設へ処理委託していただくこととなります。</p> <p>その上で、費用面を考慮すると、②により処理が実施されることが現実的と考えられます。</p>

14	運用関係	低濃度PCB含有塗膜を剥離した金属母材を処分する場合、当該金属母材は通常産廃として処分して差し支えないか。また、この塗膜の剥離については、1種ケレン、2種ケレン又は剥離剤による方法を用いることでよいか。	1	金属母材から低濃度PCB含有塗膜が完全に剥離されれば、当該金属母材の取り扱いには貴見のとおりで差し支えないと考えられます。なお、完全剥離の方法としては、1種ケレン、2種ケレン又はこれらと同等の方法（剥離剤による除去を含む）を指します。
15	運用関係	PCB含有塗膜の剥離においてサンドブラストを使用した場合、塗膜くずが鉍さいや金属くずとの混合物となることがあるが、この混合物についても、本改正後は無害化処理認定施設で処理可能となるのか。	1	PCBを含有した塗膜くずは特別管理産業廃棄物（PCB汚染物）、PCBが付着等していない鉍さいや金属くずは通常の産業廃棄物となるため、その両方を処理することが可能な無害化処理認定施設（PCB汚染物に係る無害化処理認定施設であって、通常の産業廃棄物である鉍さい及び金属くずの処分業許可を有する施設）で処理が可能です。
16	塗膜関係	平成30年に開始したPCB含有塗膜調査について、各調査実施者へ発出された通知（調査実施要領）が十分に周知されていないため、調査対象施設が不明確である。また、本年10月に発出されたサンプリング方法と調査実施要領との関係も分かりにくい。そのため、PCB含有塗膜調査について、改めて一連の手続きを明確にした上で、周知をしていただきたい。	1	平成30年11月より、各省庁、地方自治体及び民間事業者において、自ら保有・管理する施設について高濃度PCB含有塗膜の調査を実施していただいております。今般の制度改正により、大部分のPCB含有塗膜は低濃度PCB廃棄物となると考えられることから、調査対象の範囲を見直すほか、本年10月に明確化したサンプリング方法も含め一連の調査方法について改めて再構築し、各調査実施者へ周知してまいります。
17	塗膜関係	厚生労働省、経済産業省及び環境省の「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」により、PCB濃度が管理された顔料を使用した塗料製品の製造を認める一方で、廃棄時にはPCB特措法の対象となる可能性があり、整合性が取れていない。 PCBを非意図的に含有している塗膜について、塗料の原料（顔料）の製造段階で含有濃度が50mg/kg以下のものは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づくBAT申請が承認されていることから低濃度PCB汚染物には該当せず、本基本計画に記載されていないという理解でよいか。仮にPCBを非意図的に含有している塗膜についても、製造段階でのPCBの含有濃度が0.5mg/kg以上のものは低濃度PCB汚染物に該当するのであれば、国が認めた化審法のBAT申請（PCB含有濃度50ppm以下）と本基本計画（PCB含有濃度0.5ppm以下）との相違はどう理解すべきか。	1	環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ等がなく、その含有割合がBATレベルまで低減していると認定された場合は、PCBを副生成物として微量に含む有機顔料が引き続き製造又は輸入される可能性があるため、そのようなPCBを微量に含む有機顔料が廃棄物となったものは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の対象となる廃棄物ではないと解される旨「PCBを含む有機顔料に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の適用について（平成24年事務連絡）」によりお示ししています。 このBATレベルとは、各事業者において適切な値を自主管理上限値として国に示すものであって特定のPCB濃度を指すものではないため、例えば、PCB含有濃度が
18	塗膜関係	PCBを副生する可能性のある顔料についてはBATによる管理が行われており、BATによりPCBを含有しないものとみなされる顔料を使用した塗料の塗膜までが低濃度PCB廃棄物として処理しなければならない現状に違和感を感じる。PCBの含有濃度が0.5mg/kg以下となる場合は、PCB汚染物に該当しないものと判断するものとする旨通知されているが、さらに低濃度PCB廃棄物の下限値見直しを検討いただきたい。	1	50mg/kg以下の廃棄物であっても、顔料製造時点でBATレベルまで低減していると認定されておらず該当性判断基準を上回るものは、PCB特措法が適用され、低濃度PCB廃棄物に該当します。

19	塗膜関係	<p>施工当時に使用した塗料や塗装工期が不明確な場合、塗膜中のPCB濃度を分析した際、塩化ビニル系塗料を用いていない施設の塗膜から副生PCBが検出されることが懸念されるため、これらについても調査のあり方を明確にしていきたい。</p>	1	<p>今般の制度改正により、大部分のPCB含有塗膜は低濃度PCB廃棄物となると考えられることから、調査対象の範囲を見直すこととしているため、御指摘の副生PCBについても分析等により把握をする必要があることも含め、再構築する調査方法においてお示ししたいと考えております。</p>
20	その他	<p>主に建物に使用されているPCB含有シーリングについては十分に認識されておらず、また、事業者によって対応にばらつきがある。PCB含有シーリングに関しても、今般変更する基本計画の内容と同等の対応が必要ならば明記していきたい。</p>	1	<p>シーリング材についてもPCBの含有が確認された場合は、その性状及びPCB濃度に応じ、適切に処理していただくようお願いします。</p>